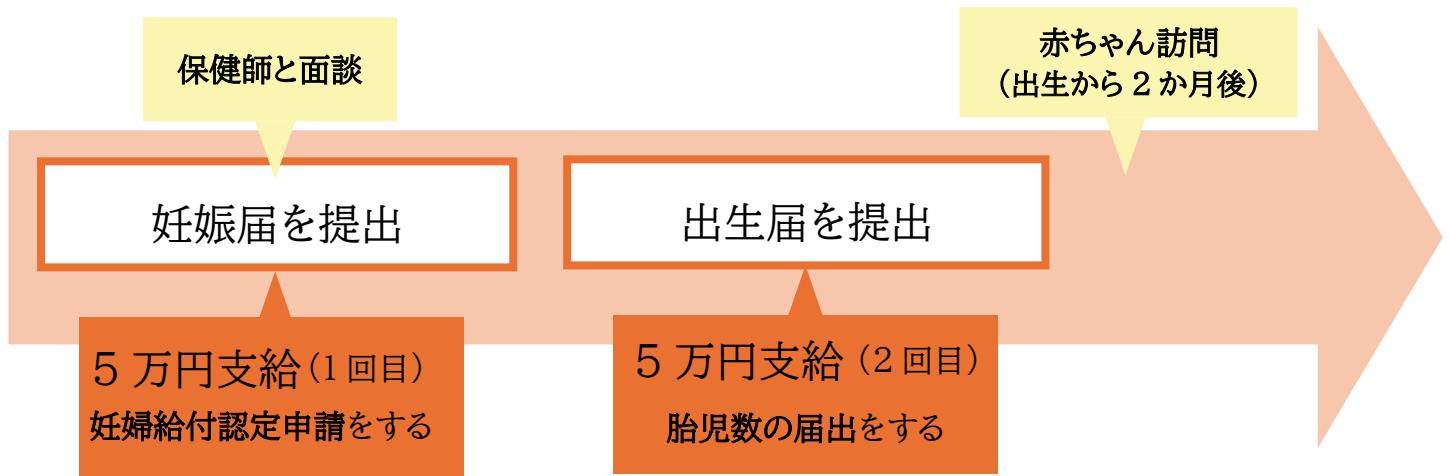


妊婦のための支援給付事業

妊婦のための支援給付は国の事業で、妊娠期から切れ目ない経済的支援を行うことを目的としています。また市では、すべての妊婦が安心して妊娠、出産、子育てができるよう、細かな面談や訪問等を実施していますので、お気軽にご相談ください。詳しくは、市ホームページをご確認ください。

●事業の流れ



●対象者

【1回目の支給】

- ① 申請時点で真岡市に住所を有し、妊婦給付認定を受けた方
- ② 産科医療機関で胎児の心拍を確認しており、令和7年4月1日以降も妊婦である方

【2回目の支給】

- ① 申請時点で真岡市に住所を有し、妊婦給付認定を受けた方
- ② 令和7年4月1日以降に出産した方

●支給額

【1回目の支給】妊婦1人につき5万円

【2回目の支給】お子さま1人につき5万円

(流産、死産、人工妊娠中絶をした場合は、母子手帳交付時の胎児1人につき5万円)

裏面もご確認ください

● 申請方法

こども家庭課窓口またはオンライン申請システムにてお手続きください。

オンライン申請システムをご利用の場合はこちらから ⇒



妊娠届後の申請
(1回目)



出生届後の申請
(2回目)

● 必要書類

- ① 妊婦の個人番号が分かるもの
- ② 妊婦名義の口座情報が分かるもの(外国籍の方は写しを提出)
- ③ 母子手帳(交付前に流産等をした場合は、産科医療機関の診断書)

● 申請期限

【1回目の支給】産科医療機関において、胎児の心拍が確認された日から 2年間

【2回目の支給】出産予定日の8週間前の日から 2年間

(1回目、2回目とも、流産、死産、人工妊娠中絶をした場合は、その日から 2年間)

● 振込日

申請書の内容に不備がなければ、申請月の翌月末に給付金をお振込みします。

※流産、死産、人工妊娠中絶を経験した方へ※

産科医療機関にて胎児の心拍が確認されていれば、1回目、2回目どちらの給付も受けられます。

受給希望の場合はご連絡ください。